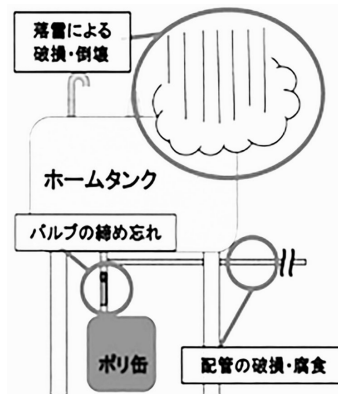


## 冬期間の油流出事故防止について

例年、家庭や事業所から灯油等が流れ出す事故が多発しています。油流出事故は、側溝や水路を通じ河川に流れ出ることもあり、地域全体に影響を及ぼします。冬を迎え、灯油を扱う機会が多くなりますので、ホームタンクの状況等を確認しておきましょう。また、除雪作業時の破損事故に十分注意してください。

事故を起こした場合や発見した場合は、環境衛生課または最寄りの消防署等へご連絡ください。

【問い合わせ先】環境衛生課 電話42-2111（内線284）



## 食育推進事業 第4回料理教室 つがるの正月料理を作ろう！

～ メニュー ～

絵巻寿司、けの汁、茶わん蒸し  
3種の漬物（実演・試食のみ）

日 時 12月12日（水）  
9時～13時  
場 所 松の館調理室  
対 象 市内在住の方  
参 加 料 500円（当日徴収）  
持 ち 物 三角巾、エプロン  
申込期限 12月6日（木）  
※定員26人

参加者募集！

【申し込み・問い合わせ先】  
農林水産課 電話42-2111（内線411）

## ～ 猫を飼われている方へ ～

猫には係留(つないでおくこと)の義務や登録制度はありません。しかし、放し飼いにすると飼い主の知らないところで他人に迷惑を掛けている場合がありますので、責任を持って適切な飼育方を心掛けましょう。

**室内飼いで安全・快適な生活を** 室内で飼うことでご近所とのトラブル回避につながり、交通事故や伝染病を予防できます。  
**首輪や迷子札をつけましょう** 飼い猫であることを明確にするため、所有者・連絡先を記した首輪や迷子札をつけましょう。  
**避妊、去勢手術をしましょう** 最寄りの動物病院で避妊、去勢手術を行い、処分される猫を増やさないようにしましょう。

### ■野良猫には餌を与えないでください

周辺に住みつく野良猫が増加し、ふん尿被害など近隣住民に迷惑がかかりますので、無責任な餌やりはやめましょう。

【問い合わせ先】

つがる市環境衛生課 電話42-2111（内線284）  
動物愛護センター西北五地域相談窓口 電話34-2130

## 津軽広域水道用水供給事業ビジョン改定（案）へのパブリックコメント募集

浅瀬石川ダムを水源として津軽地域の市町村に水道用水を供給しておりますが、安全かつ安定的な用水供給を行っていくための基本的な計画として、「津軽広域水道用水供給事業ビジョン」を策定しています。

このたび、2018年から2027年までの10年間の計画期間とする改定案がまとまりましたので、関係市町村の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

募集・閲覧期間 11月22日（木）～12月5日（水）（必着）

閲覧方法 津軽広域水道企業団のホームページ <http://www.tusui.jp/>  
津軽広域水道企業団津軽事業部で閲覧（土・日・祝日を除く）

対 象 市内に住所を有する人、市内に事業所等を有する個人および法人等、市内の事業所等に勤務する人、市内の学校に在学する人、津軽広域水道用水供給事業ビジョン(案)に利害関係を有する人

意見の提出方法 指定の記入用紙または任意様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の区分、件名「津軽広域水道用水供給事業ビジョン（案）へ意見」（任意様式のみ）を必ず明記し、郵送、持参（土・日・祝日を除く）、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

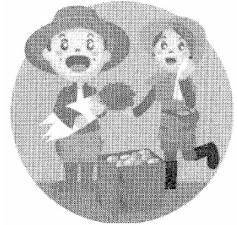
住 所 〒036-0342 黒石市大字石名坂字姥懐2 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課  
FAX 0172-53-2983 Eメール [tugaru@tusui.jp](mailto:tugaru@tusui.jp)

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。

意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を企業団のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】津軽広域水道企業団津軽事業部総務課 電話0172-52-6033

# 農業者年金に加入しましょう



- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります。
- 年金は家族一人一人について準備することが大切です。

## 政策支援加入（保険料の国庫補助）で老後の安心を

### 若い農業者の皆さんへ

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。

政策支援は、国民年金第1号被保険者等の加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます。

| 区分 | 必要な要件   | 国庫補助金額          |                |
|----|---|-----------------|----------------|
|    |   | 35歳未満           | 35歳以上          |
| 1  | 認定農業者で青色申告者                                   | 10,000円<br>(5割) | 6,000円<br>(3割) |
| 2  | 認定就農者で青色申告者                                   |                 |                |
| 3  | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者        | 6,000円<br>(3割)  | 4,000円<br>(2割) |
| 4  | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者 |                 |                |
| 5  | 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者      |                 | —              |

### 40歳を超えて政策支援を受けられない方へ

農業者年金へは、

- ① 国民年金第1号被保険者で、（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事し、
- ③ 60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

### 加入期間が短くても老後の備えは間に合います

農業者年金の保険料は月額2万円から6万7千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

#### 【問い合わせ先】

つがる市農業委員会 電話23-3622  
つがるにしきた農協 つがる支店 電話46-2211、森田支店 電話26-3018、富沼支店 電話56-3077

ごしょつがる農協 木造総合支店 電話42-2155

## 鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。秋から冬は渡りが始まり本病発生の警戒が必要となる時期ですので、次のことに注意してください。

**家きん※を飼っている場合** ※家きん：鶏、七面鳥、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥など

① 渡り鳥や野鳥との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。

また、飼育小屋は防鳥ネット（2cm角以下）で囲い、野鳥が入らないようにしましょう。

② 飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。

③ 世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。

④ 家きんの死亡が続くなど異常がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡してください。

#### 死亡した野鳥を見つけた場合

① 素手では触らないようにしましょう。

② 多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、つがる市農林水産課または西北地域県民局地域農林水産部林業振興課にご相談ください。

③ 病気以外で死亡した野鳥は、市指定ごみ袋に入れ、一般ごみとして処分してください。

#### 【問い合わせ先】

つがる市農林水産課 電話42-2111（内線414） つがる家畜保健衛生所 電話42-2276  
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課 電話0173-72-6613